

長野県屋代高等学校、附属中学校

飲酒運転防止・根絶のための校内ルール

◇前文として

- ・これまで何度も綱紀肅正・非違行為の根絶に取り組んできているが、県下の高等学校においては、毎年酒気帯び運転により教員が懲戒処分となる事案が発生し、無くならない。
- ・飲酒運転については、2次会、3次会に参加すると、次第に判断が鈍る傾向にある。
- ・家族を悲しませないためにも校内ルールを設置する。
- ・互いに助け合う目的で校内ルールを設置する。
- ・校内ルールは、県下の全公立高等学校での共通ルールを基に校内ルールを作成した。

◇校内ルール

1 酒席に先立って

- ・酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。
- ・運転代行での帰宅予定者については、飲酒前に運転代行を予約する。
- ・運転代行での帰宅予定者については、2次会以降の参加をしない。
- ・飲酒の習慣がない教職員（体質的に飲酒できない等）は上記の限りではない。
- ・車での通勤者は、できれば車を学校に置いていき、翌日、公共交通機関を利用する。

2 酒席に際して

(1) 開会に先立ち実施

- ・幹事、管理職等は参加不参加の確認時などを利用して、会場への交通手段、飲酒の有無、帰宅方法について出欠確認票を利用しながら確認する。
- ・運転代行での帰宅予定者については、当日受付にてその予約状況を確認する。

(2) 酒席終了時実施

- ・幹事、管理職等は帰宅方法について、改めて全員に確認をする。
- ・運転代行での帰宅予定者については、代行への乗車を駐車場等で確認するなど、互いに安全な帰宅を促す。

3 対象となる酒席

- ・学校全体及び学年会、教科会の酒席等、勤務場所から直接酒席会場に向かうもの。

令和元年(2019年)5月15日施行

令和3年(2021年)5月26日一部改正